

令和 8 年第 1 回嘉島町議会定例会

提 案 理 由 説 明 書

- 議案第 10 号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
組織機構改革の実施により住民サービスの向上及び行政組織の効率化を図るため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 11 号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職務の実態に即した級別区分とすることで、職責に応じた公平・公正な給与体系の確保及び組織運営の明確化と人事管理の適正化を図るため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 12 号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町国民健康保険特別会計の財政運営が非常に厳しい状況にあるので、被保険者の税額負担を変更するため、嘉島町国民健康保険運営協議会より答申を得た結果を踏まえ、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第13号 嘉島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第14号 嘉島町都市公園条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

嘉島町総合運動公園の円滑な管理運営のために、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第15号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負変更契約の締結について
東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1の請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第16号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負変更契約の締結について

東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2の請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第17号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）について

令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,812万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億1,419万7千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」のとおりであります。

地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 18 号 令和 7 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 7 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 193 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 6,308 万 8 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」の

とおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 19 号 令和 7 年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 197 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 264 万 3 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、

歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

- 議案第 20 号 令和 7 年度嘉島町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号) について

令和 7 年度嘉島町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,041 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 277 万 6 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 21 号 令和 7 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 4 号) について

令和 7 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 223 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,626 万 4 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 22 号 令和 7 年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算
(第 3 号) について

令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款 水道事業収益、第1項 営業収益を33万6千円、第2項 営業外収益を7万円増額し、総額を6,718万7千円としました。

資本的収支予算のうち、収入においては、第1款 資本的収入、第1項 出資金を229万1千円、第2項 企業債を2,200万円、第3項 国庫補助金を1,097万2千円減額し、総額を3,350万9千円、資本的支出、第1項 建設改良費を3,431万5千円減額し、総額を3,350万9千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費を513万8千円減額して、1,152万円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、「令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書」をご参照ください。

○ 議案第 23 号 令和 7 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
について

令和 7 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 4 号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第 1 款 下水道事業収益、第 1 項 営業収益を 892 万円減額し、第 2 項 営業外収益を 918 万 1 千円減額し、総額を 4 億 5,513 万 7 千円としました。

支出においては、第 1 款 下水道事業費用、第 1 項 営業費用を 11 万円減額し、第 2 項 営業外費用を 22 万 4 千円減額し、総額を 4 億 4,437 万 7 千円としました。

資本的収支予算のうち、収入においては、第 1 款 資本的収入、第 4 項 国庫補助金 5 万 5 千円増額し、総額を 3 億 5,143 万 4 千円としました。

支出においては、第 1 款 資本的支出、第 1 項 建設改良費を

11 万円増額し、総額を 5 億 2,921 万 3 千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、「令和 7 年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書」をご参照ください。

○ 議案第 24 号 令和 8 年度嘉島町一般会計予算について

令和 8 年 2 月公表の内閣府の月例経済報告によれば、我が国経済は「景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。」としており、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」との基調判断がなされております。

また、政府は、政策の基本的態度として、「『責任ある積極財政』の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで『強い経済』を構築する。」としております。

地方財政については、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額に関し、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間は、令和 6 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。

本町においては、宅地開発による定住促進及び企業誘致による雇用創出の取組により、人口は増加を続けており、人口増加率でも県内で上位に位置するなど発展を遂げております。

一方で、急激な物価高騰等による賃金上昇や社会福祉費、児童福祉費等が今後も増大していくことが見込まれます。

加えて児童・生徒の増加に伴う公立学校の教室不足に伴う学校増築やゆうすいの杜の区画整理事業など多額の費用を要して

いる中、嘉島町総合計画及び嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた重要政策を着実に推進するため、各種施策の優先順位の厳しい峻別により重点化を進め、事務事業の見直しや再構築はもとより、歳出全般にわたり更にスリム化・効率化を聖域なく進める必要があります。

以上のような基本的考えの下に令和8年度の一般会計予算の編成を行いました。

予算規模につきましては、88億6,330万4千円となり、前年度に比べ8億3,356万円（率にして10.4%）の増となりました。

歳入につきましては、町税や繰入金等の自主財源46.0%に対し、地方交付税、国・県支出金、町債等の依存財源54.0%の構成となり、自主財源の総額は前年度に比べ4億4,587万4千円（率にして12.3%）の増となりました。

自主財源の軸となる町税は、町民税、固定資産税及び軽自動車税等の

増に伴い前年度比 3.7% 増の 19 億 4,807 万円を見込額として計上しました。

その他、分担金及び負担金 6,047 万 6 千円、使用料及び手数料 7,732 万 7 千円を現行制度により、また、財産収入 733 万 4 千円、寄附金 5 億 3,100 万円及び諸収入 2 億 393 万 2 千円を見込額として計上しました。

繰入金 12 億 1,908 万 4 千円のうち 5 億 2,000 万円は、一般財源の不足額を補うため財政調整基金を取り崩し、その他、ふるさと応援寄附基金 5 億円等を繰り入れるものであります。

繰越金は 3,000 万円としました。

一方、依存財源としまして、地方交付税に前年度比 8.1% 増の 13 億 5,150 万円を計上したほか、国・県支出金には、施設型給付費負担金 6 億 5,400 万円、障害児施設給付費負担金 1 億 3,275 万円等を含む 23 億 2,924 万 7 千円、地方譲与税 4,102 万 6 千円、利子割交付金

134万9千円、配当割交付金425万1千円、株式等譲渡所得割交付金825万3千円、法人事業税交付金1,764万7千円、地方消費税交付金3億4,334万3千円、環境性能割交付金123万5千円、地方特例交付金8,664万4千円、交通安全対策特別交付金128万6千円をそれぞれ交付基準に基づき計上しました。

町債6億30万円は、学校教育施設等整備事業債2億5,910万円及び長寿命化事業債7,200万円等を借り入れるものであります。

次に歳出について、性質別に説明いたします。

性質別には義務的経費39.4%、経常的経費32.0%、投資的経費16.6%に大別されます。

義務的経費34億8,611万5千円のうち、人件費につきましては、現給を基礎として9億5,066万7千円を計上しました。

扶助費は交付基準により17億644万7千円、公債費は償還計画に基づく元金及び利子の償還金を8億2,900万1千円計上しました。

経常的経費に 28 億 3,151 万 4 千円計上しました。

物件費につきましては、35.9%の増となり、維持補修費につきましては 8.7%の増となりました。

また、補助費等につきましては 39.3%の増となりました。

投資的経費に 14 億 7,048 万円計上しました。

普通建設事業費は、嘉島東部台地土地区画整理事業費、嘉島中学校増築事業費及び道路橋梁新設改良事業費などで、17.0%の減となりました。

そのほか、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金として 3 億 9,114 万 7 千円、積立金 5 億 3,528 万 1 千円を計上し、予備費は 4,845 万 9 千円としました。

予算の内容につきましては、別途予算説明資料を添付しております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」のとおりであります。

地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」のとおりであります。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 4 億円としました。

地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定による歳出予算の流用は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 25 号 令和 8 年度嘉島町国民健康保険特別会計予算について

国民健康保険制度は、地域の住民が健やかな生活を送るために欠かせない制度であり、特に中小企業や個人事業主など、さまざまな状況にある町民に対し、保険医療サービスを提供する重要な役割を果たしております。

平成 30 年度からは、国民健康保険制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事務の確保等、国民健康保険事業運営の中心的役割を担っており、持続可能な医療保険体制を構築するためには、引き続き市町村も大きな役割を担っていくことが求められています。

令和 7 年 12 月 31 日現在、国民健康保険世帯数 1,049 世帯、被保険者数 1,597 人であります。

前年同期に比べ 12 世帯の減、被保険者 35 人の減となっております。

保険者に義務化された特定健康診査・特定保健指導については、受診率及び実施率の向上を図り、生活習慣病の発症及び重症化の予防に引き続き取り組んでまいります。

また、医療費適正化のため、保健事業に積極的に取り組むことにより、均衡のとれた保険財政運営ができるよう、なお一層の努力をしていかなければならないと考えております。

これらを踏まえ、令和8年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,089万円としました。

歳入につきましても、保険税等の自主財源が20.0%、県支出金等の依存財源が80.0%の割合となっております。

自主財源の軸であります保険税は、総額で対前年度比7.1%増の2億1,036万2千円を見込額として計上しました。

この中には介護保険事業の納付金及び後期高齢者支援金分が含まれております。

また、使用料及び手数料 4 万円、財産収入 50 万円、繰入金のうち、基金繰入金に 1,000 万円、諸収入 60 万 1 千円をそれぞれ計上し、繰越金は 1,042 万 3 千円としました。

依存財源として、県支出金 8 億 1,201 万 8 千円を計上しました。

繰入金のうち、一般会計繰入金 6,694 万 6 千円は、保険基盤安定、出産育児一時金及び国保財政安定化支援事業等に充当するため計上しました。

歳出につきましては、総務費に 1,607 万 3 千円、保険給付費に 7 億 7,939 万 5 千円計上しました。

国民健康保険事業費納付金に 2 億 5,920 万 4 千円、共同事業拠出金 1 千円、保健事業費 2,971 万 1 千円、基金積立金 50 万円、諸支出金 100 万 1 千円を計上し、予備費を 2,500 万 5 千円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 8,000 万円としました。

地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定による歳出予算の流用は、各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 26 号 令和 8 年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算について

貸付事業制度は、平成 8 年度に終了し、貸付総数 87 件のうち 66 件は既に完済され、昨年度までに 3 件を不納欠損として処理しました。

残る 18 件は依然長期滞納となっております。

長期滞納の中には、償還者死亡や熊本地震により消失した家屋もあることから、今後、滞納者と個別に相談を行い、計画的な返済を求めていかなければなりません。

これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 万円としました。

歳入のうち、1 款 繰越金 20 万円は、前年度繰越金であります。

2 款 諸収入 10 万円は、貸付金元利収入であります。

歳出のうち、1 款 事業費 16 万円は、物件費であります。

2 款 予備費を 9 万円計上しました。

3 款 諸支出金 5 万円は一般会計への繰出金であります。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 27 号 令和 8 年度嘉島町介護保険特別会計予算について

介護保険制度は、創設から 25 年が経ち、要介護（要支援）認定者数は制度創設時を超え、介護が必要な高齢者を社会全体で支えるしくみとして定着、発展してきました。

高齢者数は今後も増加し、高齢化が進展する中、介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となり、更にはその先の高齢者人口がピークとなり現役世代が急減する 2040 年を見据え、高齢になっても住み慣れた地域で活力と生きがいを持って暮らせるよう、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代を超え繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の考えを踏まえ、継続して医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

今後とも地域包括支援センターと連携を密にし、高齢者が安心して生き生きと暮らすことができるような支援を継続してまいります。

令和7年12月31日現在、65歳以上の第1号被保険者数は、2,579人、介護保険の認定者数は507人、そのうち介護サービスの利用者が398人となっており、その内訳は居宅サービス利用者が297人、地域密着型サービス利用者が40人、施設サービス利用者が61人となり、介護給付費の伸びも年々増加しています。

これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,750万7千円としました。

歳入につきましては、保険料等の自主財源が20.0%、国庫支出金等の依存財源が80.0%となっております。

自主財源として、保険料1億6,072万9千円、使用料及び手数料1万円、財産収入58万7千円、諸収入2万円を見込額とし、繰越金として3,000万円を計上しました。

依存財源として、国庫支出金 2 億 1,372 万円、支払基金交付金 2 億 3,521 万 1 千円、県支出金 1 億 2,289 万 6 千円をそれぞれ交付基準により計上しました。

繰入金は、一般会計及び介護給付費準備基金から 1 億 9,433 万 4 千円を繰り入れるものであります。

歳出につきましては、総務費に 2,661 万 8 千円、保険給付費に 8 億 3,740 万円、基金積立金 58 万 7 千円、地域支援事業費 4,623 万 8 千円、諸支出金 433 万 5 千円を計上し、予備費を 4,232 万 9 千円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 5,000 万円としました。

地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定による歳出予算の流用は、各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を

生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 28 号 令和 8 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算
について

高齢者の医療の確保に関する法律において、平成 20 年度から後期高齢者医療制度がスタートして 19 年目を迎えます。

町としましては、運営主体である後期高齢者医療広域連合と一体となり、その役割を分担しながら業務を進めてまいります。

令和 7 年 12 月 31 日現在、対象者は 1,470 人ではありますが、前年同期に比べ 18 人増加しております。

令和 8 年度の予算は、現対象者を基本に歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ 2 億 505 万 7 千円としました。

歳入につきましては、自主財源として後期高齢者医療保険料 1 億 5,753 万 2 千円及び諸収入等 419 万 8 千円の 78.9% に対し、依存財源は、一般会計繰入金 4,332 万 7 千円で 21.1% の構成比となっております。

歳出につきましては、総務費に 534 万 8 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 9,554 万 7 千円、保健事業費 386 万 1 千円、諸支出金に 20 万 1 千円計上し、予備費を 10 万円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 1,000 万円としました。

なお、歳入歳出予算の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 29 号 令和 8 年度嘉島町簡易水道事業会計予算について
簡易水道事業につきましては、令和 3 年 10 月から給水を開始し、
順次整備を進めております。

令和 8 年度につきましては、東部台地土地区画整理事業区域と
その周辺部で整備を進めていく予定としております。

第 2 条 業務の予定量は、給水戸数 111 戸、年間総給水量 21,337 m³、
1 日平均給水量 58.45 m³を予定しています。

また、主な建設改良事業として、配水管布設工事を予定しています。

公営企業会計予算では、経常的な営業収支予算である「収益的
収支予算」と建設収支予算である「資本的収支予算」とに
その性質によって区分して内容を明確にしています。

第 3 条 収益的収支予算につきましては、収入総額 6,338 万 8 千円、
支出総額 6,316 万 6 千円としました。

収入につきましては、第1項 営業収益に407万1千円、第2項 営業外収益に5,931万7千円を計上しました。

支出につきましては、第1項 営業費用に5,794万3千円、第2項 営業外費用に322万3千円を計上し、第4項 予備費を200万円としました。

第4条 資本的収支予算につきましては、収入総額5,824万1千円、支出総額5,824万1千円としました。

収入につきましては、第1項 出資金に1,230万8千円、第2項 企業債に2,880万円、第3項 国庫補助金に1,443万3千円、第10項 工事負担金収入に270万円を計上しました。

支出につきましては、第1項 建設改良費に5,264万7千円、第2項 企業債償還金に559万4千円を計上しました。

第5条 企業債につきましては、起債の目的は簡易水道事業、限度額は2,880万円、起債の方法は、証書借入としました。

利率及び償還の方法は記載のとおりです。

第 6 条 一時借入金の限度額は、3 億円としました。

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用及び建設改良、企業債償還金の間の流用としました。

第 8 条 議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費 1,692 万 4 千円としました。

第 9 条 簡易水道事業の経営補助のため一般会計からこの会計へと補助を受ける金額は、4,844 万 1 千円としました。

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、277 万 2 千円としました。

なお、予算の詳細につきましては、「予算に関する説明書」をご参照ください。

○ 議案第 30 号 令和 8 年度嘉島町下水道事業会計予算について

下水道事業につきましては、平成 17 年 9 月に供用を開始し、順次整備を進めております。

令和 7 年度におきましては、西村地区、井寺地区、高田地区及び上仲間地区の管渠築造工事を実施しました。

令和 8 年度におきましても、引き続き西村地区、井寺地区、北甘木地区、高田地区及び上仲間地区の管渠等の整備を進めるとともに、浄化センター等の改築工事及び水処理施設増設に伴う詳細設計を進めていくこととし、予算編成を行いました。

公営企業会計予算では、経常的な営業収支予算である「収益的収支予算」と建設収支予算である「資本的収支予算」とにその性質によって区分して内容を明確にしています。

収益的収支予算につきましては、収入総額 4 億 6,356 万円、支出総額 4 億 381 万 8 千円としました。

収入につきましては、第 1 項 営業収益に 1 億 8,530 万円、第 2 項

営業外収益に 2 億 7,826 万円を計上しました。

支出につきましては、第 1 項 営業費用に 3 億 4,831 万 4 千円、第 2 項 営業外費用に 5,340 万 4 千円、第 3 項 特別損失に 10 万円を計上し、第 4 項 予備費を 200 万円としました。

資本的収支予算につきましては、収入総額 6 億 9,590 万円、支出総額 8 億 5,593 万 3 千円としました。

収入につきしては、第 1 項 出資金に 8,800 万円、第 2 項 企業債に 2 億 8,790 万円、第 4 項 国庫補助金に 3 億 2,000 万円を計上しました。

支出につきましては、第 1 項 建設改良費に 6 億 6,727 万 7 千円、第 2 項 企業債償還金に 1 億 8,765 万 6 千円を計上し、第 5 項 予備費を 100 万円としました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 6,003 万 3 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,107 万 9 千円、当年度分損益勘定留保資金 9,023 万 5 千円、減債積立金

3,871万9千円で補てんするものとします。

一時借入金 の 限度額は、4億円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,908万1千円としました。

なお、予算の詳細につきましては、「予算に関する説明書」をご参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。